

一 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第十八条  
二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十條第十七項  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 菅 義偉  
文部科学大臣 伊吹 文明

著作権法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽  
平成十八年十二月二十二日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百二十一号

著作権法の一部を改正する法律

(著作権法の一部改正)

第一条 著作権法昭和四十五年法律第四十八号の一部を次のように改正する。

第二百二条第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 著作隣接権の目的となつてゐる実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。)において受信されることを目的として送信可能化(公衆の用に供されてゐる電気通信回線に接続してゐる自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。)を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問はず、実演の提示につき受ける対価をいう。)を受けない場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

5 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐるレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替へるものとする。  
第二百二条の二中「同条第三項」を「同条第五項及び第六項」に改める。  
第二条 著作権法の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第七号の二中「有線電気通信設備」を「電気通信設備」に改める。  
第二十九条の見出しを削り、同条第二項中「つばら」を「専ら」に改め、同条第一号中「有線放送」を「」について、有線放送し、自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されてゐる電気通信回線に接続してゐる自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行い」に改める。  
第三十四条第一項中「又は有線放送し」を、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。)以下同じ。)において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されてゐる電気通信回線に接続してゐる自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行い」に改める。  
第三十七条第三項中「おいては」の下に「、公表された著作物について」を、貸出しの用」の下に「若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この項において同じ。)の用」を加え、公表された著作物を録音する」を「録音し又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行う」に改める。  
第三十七条の二中「有線放送される著作物」の下に「(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。以下この条において同じ。)」を、「当該」の下に「放送され、又は有線放送される」を加える。  
第三十八条第二項中「有線放送する」を「有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されてゐる電気通信回線に接続してゐる自動公衆送

信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行う」に改め、同条第三項中「著作物」の下に「(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)」を加える。  
第三十九条第一項中「有線放送する」を「有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されてゐる電気通信回線に接続してゐる自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行う」に改め、同条第二項中「又は有線放送される」を、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される」に改める。  
第四十条第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「行なう」を「行う」に、「第四十二条」を「第四十一条第一項」に改め、同条第二項中「有線放送する」を「有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されてゐる電気通信回線に接続してゐる自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行う」に改め、同条第三項中「又は有線放送される」を、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される」に改める。  
第四十二条に次の一項を加える。  
第四十二条の二 次に掲げる手続のために必要と認められる場合について、前項と同様とする。  
一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等)に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいう。)に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続  
二 行政庁若しくは独立行政法人の行う事業(医療機器(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する医療機器をいう。)に関する事項を含む。以下この号において同じ。)に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する事業に関する報告に関する手続  
第四十七条の三を第四十七条の四とし、第四十七条の二の次に次の一条を加える。  
第四十七條の三 記録媒体内蔵複製機器(複製の機能を有する機器であつて、その複製を機器に内蔵する記録媒体(以下この条において「内蔵記録媒体」といふ。)に記録して行うも

のをいう。次項において同じ。)の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録することができる。  
2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができる。  
3 前二項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、これらの規定による保守若しくは修理又は交換の後に、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。  
第四十八条第一項第一号中「若しくは第三項」を削り、同条第二号中「第三十四条第一項」の下に「、第三十七条第三項」を加える。  
第四十九条第一項第三号中「除く。」の下に「若しくは第四十七条の三第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項の規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録される著作物の複製物」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条第四号中「第四十七条の二第二項」の下に「又は第四十七条の三第三項」を加え、同項を「これらの規定」に改める。  
第六十八条第二項中「有線放送し」の下に「、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されてゐる電気通信回線に接続してゐる自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行い」を加える。  
第八十六条第一項後段中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。  
第八十九条第一項中「権利並びに」の下に「第九十四条の二及び第九十五条の三第三項に規定する報酬並びに」を加え、及び第九十五条の三第三項に規定する報酬」を削り、同条第六項中「二次使用料及び報酬」を「報酬及び二次使用料」に改める。

のをいう。次項において同じ。)の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録することができる。  
2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができる。  
3 前二項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、これらの規定による保守若しくは修理又は交換の後に、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。  
第四十八条第一項第一号中「若しくは第三項」を削り、同条第二号中「第三十四条第一項」の下に「、第三十七条第三項」を加える。  
第四十九条第一項第三号中「除く。」の下に「若しくは第四十七条の三第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項の規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録される著作物の複製物」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条第四号中「第四十七条の二第二項」の下に「又は第四十七条の三第三項」を加え、同項を「これらの規定」に改める。  
第六十八条第二項中「有線放送し」の下に「、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されてゐる電気通信回線に接続してゐる自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行い」を加える。  
第八十六条第一項後段中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。  
第八十九条第一項中「権利並びに」の下に「第九十四条の二及び第九十五条の三第三項に規定する報酬並びに」を加え、及び第九十五条の三第三項に規定する報酬」を削り、同条第六項中「二次使用料及び報酬」を「報酬及び二次使用料」に改める。